

令和7年8月28日(木)
14時～

第24回奈良県税制調査会資料③

■ 税収帰属の適正化について

奈良県総務部税務課



目 次

1. 電子商取引（E C）やフランチャイズ事業の伸び	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. 地方法人二税の分割基準	・ ・ ・ ・ ・ 3
3. 県の考え	・ ・ ・ ・ ・ 4
参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 5

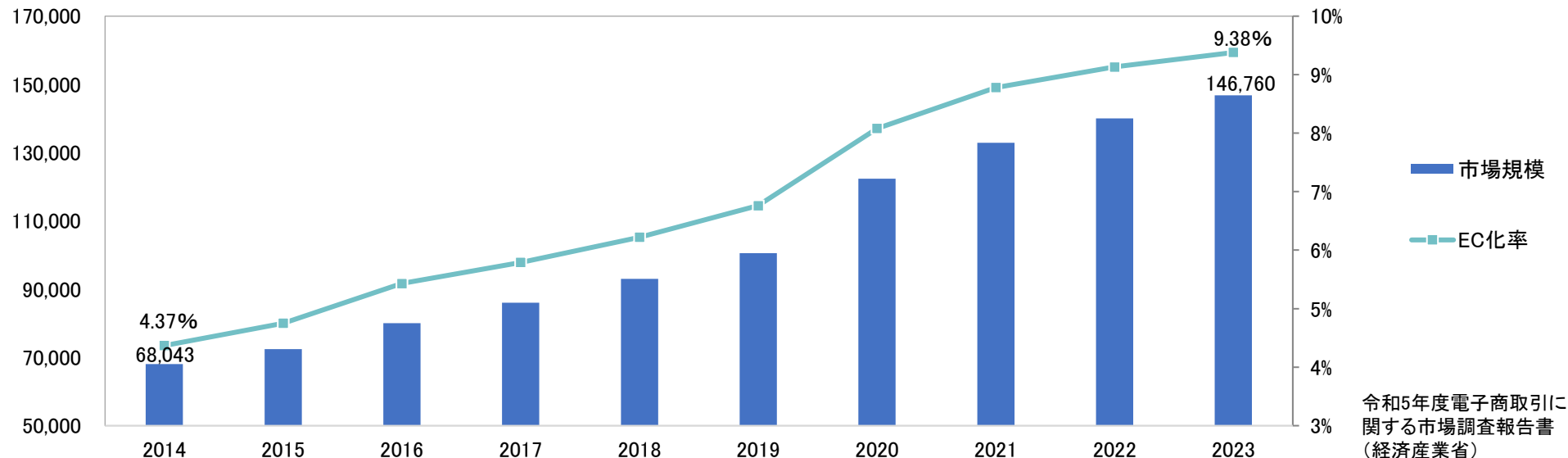
1. 電子商取引(EC)やフランチャイズ事業の伸び

インターネット取引など店舗を必要としない事業形態(EC)や、加盟店のロイヤリティが本部で算定されるフランチャイズ事業が拡大している。

市場規模
(億円)

＜市場規模及びEC化率の経年推移＞

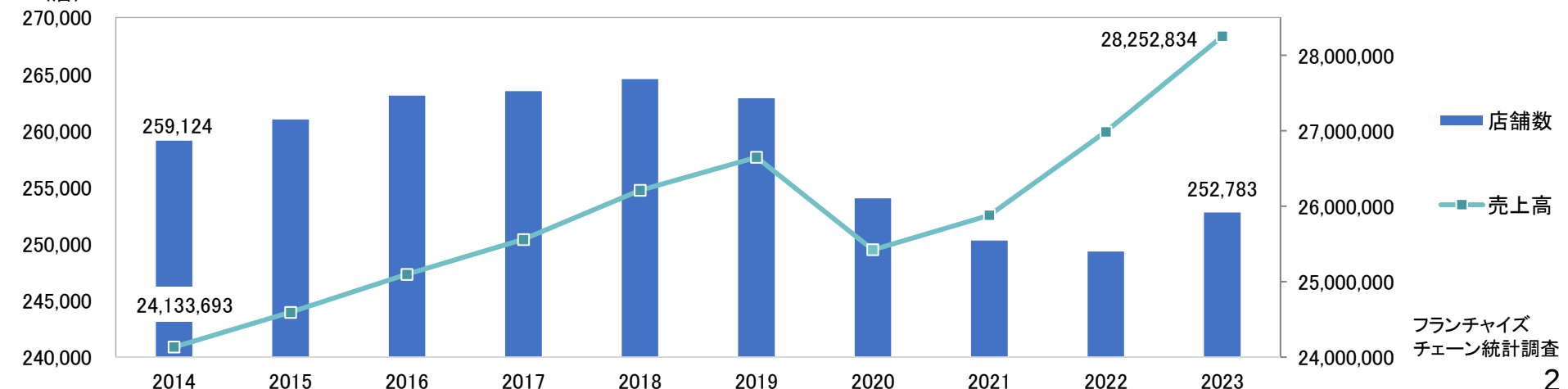
EC化率



店舗数
(店)

＜フランチャイズチェーンの店舗数・売上高の経年推移＞

売上高
(百万円)



2. 地方法人二税の分割基準

ECやフランチャイズチェーンの法人事業税収は、「非製造業」の基準で分割されており、当該基準はH17以降に大きな改正がない。

○法人事業税等の分割基準

	事業	分割基準
法人事業税	製造業	従業者の数 (資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)
	非製造業	課税標準の1／2：事務所等の数 課税標準の1／2：従業者の数
	保険業	
	小売電気事業	課税標準の3／4：発電所に接続する電線路の電力容量 課税標準の1／4：事務所等の固定資産の価額 課税標準の3／4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1／4：事務所等の固定資産の価額
	電気供給業	
	送配電事業	
	発電事業	
	特定卸供給事業	事務所等の固定資産の価額
	ガス供給業・倉庫業	
	鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数
法人住民税（法人税割）	—	従業者の数

基準を設ける上で基礎となっている考え方
：①各都道府県内における事業の規模、活動量などを的確に表すもの②税務実務上できるだけ単純かつ明快であること

○法人事業税の分割基準（非製造業）の改正の経緯

	1951年度(S26)	1954年度(S29)	1989年度(H元)	2005年度(H17)
非製造業	証券業 銀行・保険業	→ 1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数	→	1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数
			1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数	→
			→	→

※S45年からの本社管理部門の従業者数：1/2措置は、H17に廃止。

3. 県の考え

- 近年のEC(電子商取引)やフランチャイズ事業の拡大といった、社会経済情勢や企業の事業活動の変化に伴い、本店等が多く所在する地方自治体への税収の帰属が加速。
- 本来、法人事業税は、法人がその事業活動に当たり利用する行政サービスに必要な経費を分担するという、応益課税の考え方により課税されるべきもの。したがって、法人の事務所等が複数の地方自治体に所在する場合、その分割に用いる指標(分割基準)は、受益する行政サービスの量を的確に反映する必要。
- しかし、現行の分割基準(従業者数、事務所等数)は、平成17年度以降、大きな改正がされておらず、前述の社会経済情勢や企業活動の変化などが十分反映されていない。
- このため、税収帰属の適正化に向けては、まず、こうした法人事業税の分割基準について、近年の社会情勢を踏まえ、応益課税の原則に沿ったものへの見直しを求めていくべきではないか。

参考:人口一人当たりの税収額の指数(令和5年度決算額)

「地方法人二税」における人口一人当たりの税収額は、最大の東京都と最小の奈良県で6.3倍(特別法人事業譲与税を含む場合も、3.6倍)であり、「地方税計」と比べても地域間格差は大きい。

地方税計

個人住民税

地方法人二税

固定資産税

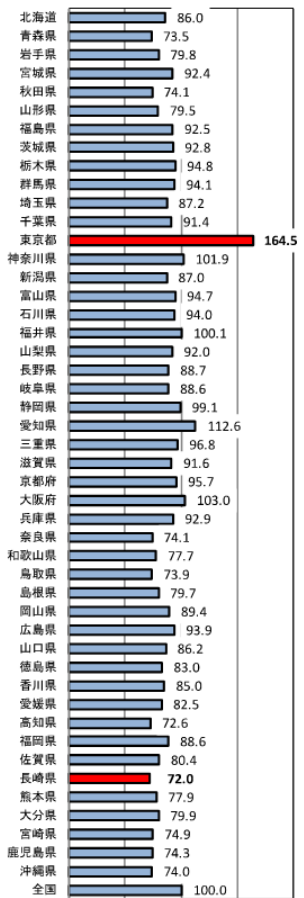
最大/平均:1.6倍

最大/平均:1.7倍

最大/平均:2.6倍

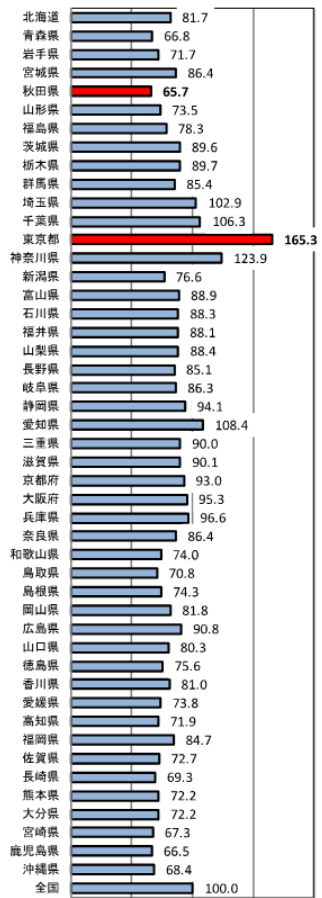
最大/平均:2.0倍

最大/平均:1.6倍



43.5兆円

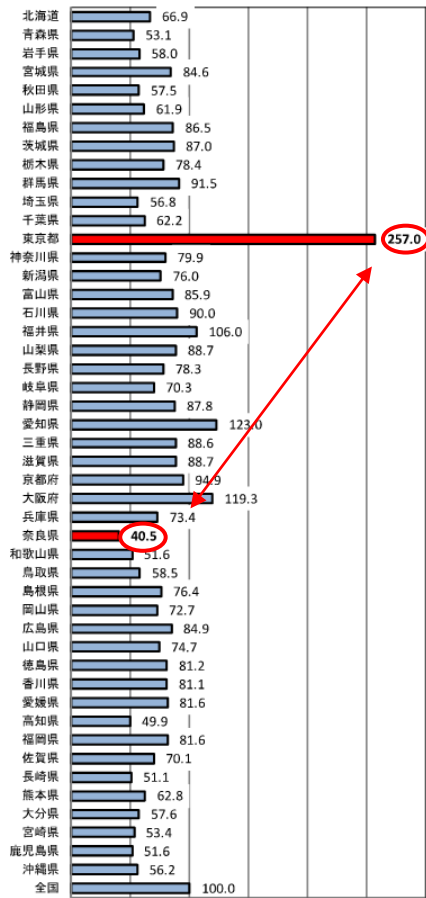
最大/最小:2.3倍



13.4兆円

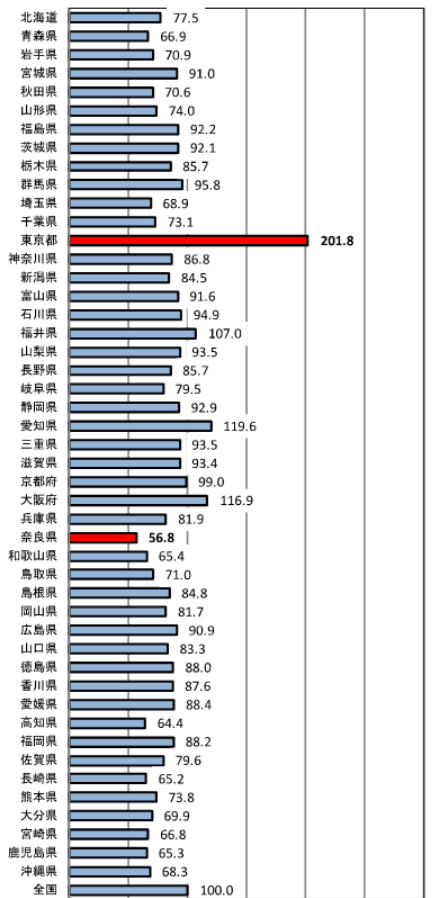
最大/最小:2.5倍

【特別法人事業譲与税を含まない場合】 【特別法人事業譲与税を含む場合】



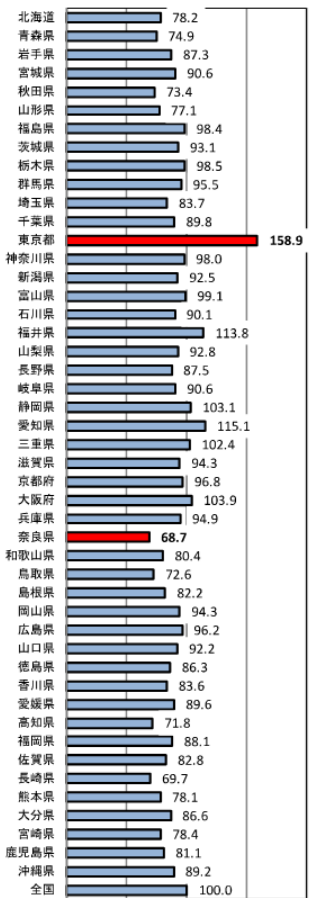
7.0兆円

最大/最小:6.3倍



9.1兆円

最大/最小:3.6倍



9.9兆円

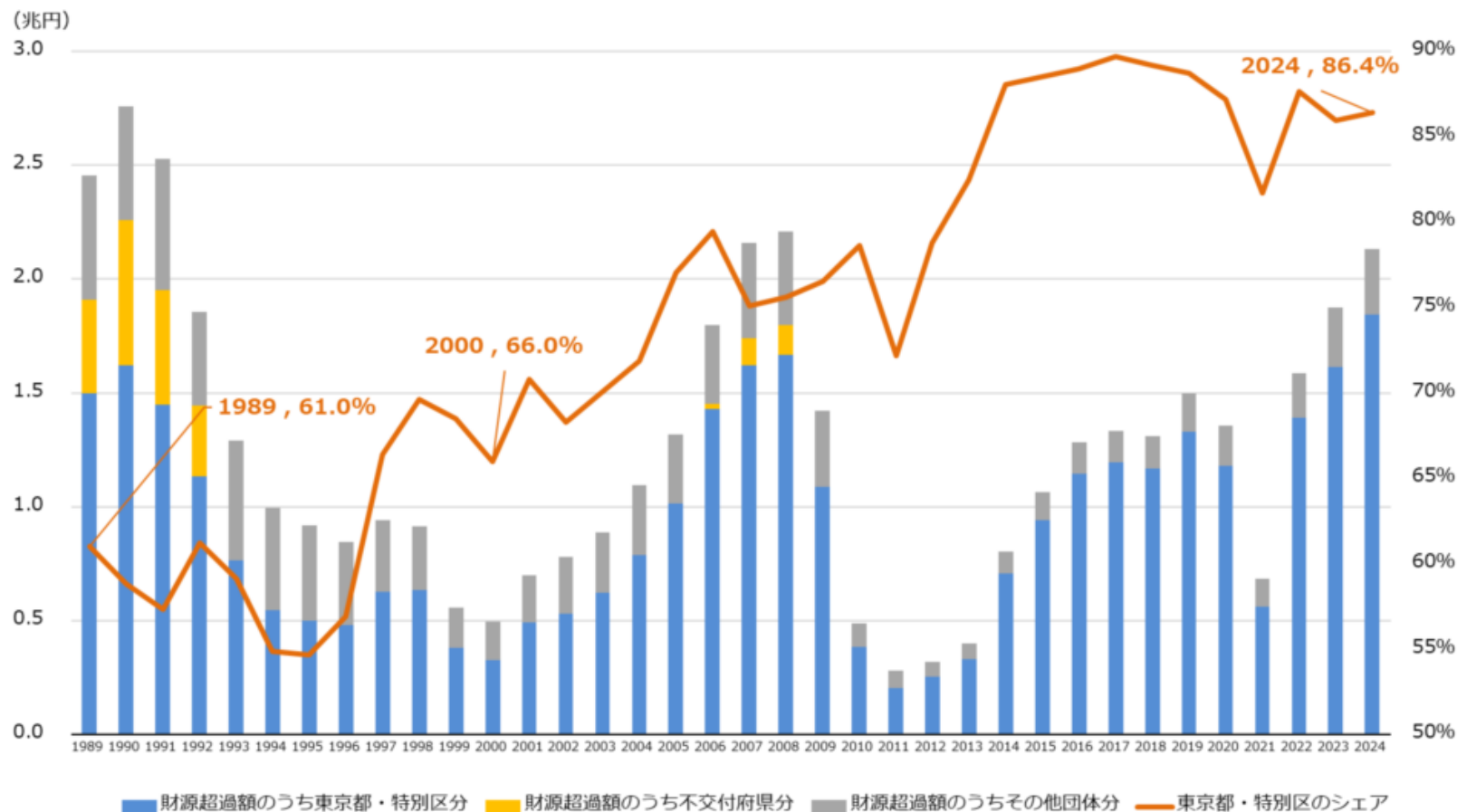
最大/最小:2.3倍

出典 総務省HP

参考：財源超過額の推移等

東京都(交付税不交付団体)の財源超過額が過去最高となっているほか、財源超過額に占めるシェアも増加基調で推移し、近年は高い状態が継続している。

<財源超過額の推移、東京都+特別区シェアの推移>



※ 不交付府県 … H1～H4：神奈川県、愛知県、大阪府 H18～H20：愛知県

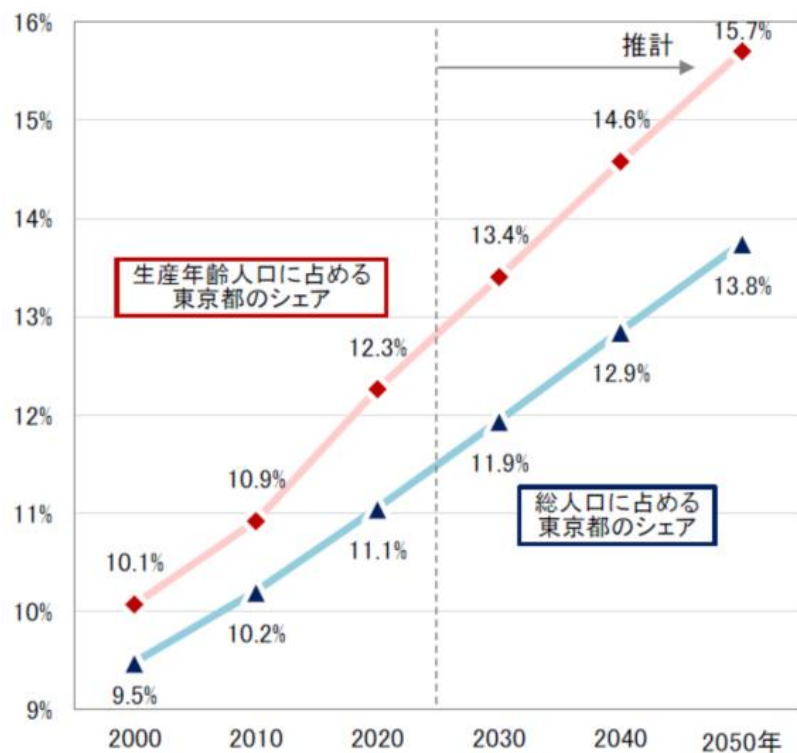
(出典) 総務省「地方交付税等関係計数資料」

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会 報告書より抜粋(総務省)

参考：人口シェア、大法人の本店等所在数の推移

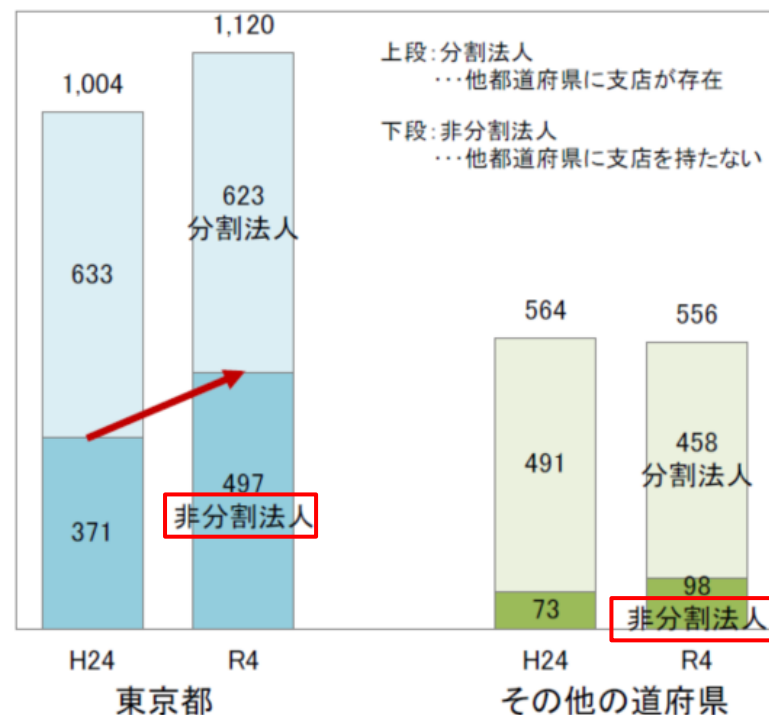
総人口が減少していく中で、東京都への転入超過が継続しており、総人口・生産年齢人口に占める東京都のシェアは増加していく見込みとなっている。また、東京都においては大法人の本店等が増加し、その中でも東京都以外に支店を持たず東京都のみに納税する法人が増加している。

<東京都の人口シェアの推移>



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所
「人口統計資料集(2024年版)」より作成

<大法人の本店等所在数の推移 (資本金100億円以上)>



参考：与党や政府の方針

「令和7年度与党税制改正大綱」や「骨太の方針2025」においても、「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」旨が記載された。

令和7年度与党税制改正大綱（令和6年12月20日）

都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025」（令和7年6月13日）

持続可能な地方行財政基盤の強化

急速な人口減少や東京一極集中により深刻化する地方公共団体における地域の担い手を始めとする資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、市町村に対する垂直補完、市町村間の水平連携、多様な主体との連携、デジタル技術の活用といった取組を推進し、地方公共団体における事務執行上の課題に対応するため、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含めた課題解決に向けた議論を促進する。また、地方公共団体が連携して地域に必要な人材を確保・育成する取組や複数団体による広域的な公共施設の集約化・複合化や共同利用を進めるための取組を推進する。

東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

参考：地方団体の働きかけ

東京一極集中が続く中、全国知事会や地方自治体が、地域間格差が生じないように、地方税源の偏在是正に向けて要望を行っている。

全国知事会 地方税財政常任委員会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」(令和7年7月31日)

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

令和7年度与党税制改正大綱及び今般の骨太方針 2025 に取り上げられたとおり、東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むこと。

埼玉県、千葉県、神奈川県

居住する地域にとらわれないこども施策の実現及び税源の偏在是正について(令和6年5月7日)

近年、税収に恵まれている東京都では、18歳年度末までのこどもに対する月5千円の給付、高校授業料実質無償化における所得制限撤廃、公立学校給食費の無償化、0～2歳児の第2子の保育料無償化、18歳年度末までのこどもに対する医療費助成、といった施策を打ち出し、周辺自治体との地域間格差が拡大している。(略)

また、こども施策のみならず様々な施策においても、東京都と周辺自治体の地域間格差の拡大が多く存在しているところであり、こうした状況は、東京一極集中の流れを加速(略)。こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものとする(略)。

また、地方法人関係税については、納付税額が多い持株会社をはじめとする大企業が、東京都に本店又は事業所を置く傾向が強いことや、Eコマースの進展により、工場や倉庫よりも従業者数の多い本社がある東京に、事業活動の実態以上に税収が集中していることも一つの要因となっている。

については、このような状況を踏まえ、次の事項について要望する。

2 税源の偏在是正 地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うこと。



埼玉県、千葉県、神奈川県知事が総務大臣に申し入れ